

横浜市行政不服審査会答申  
(第101号)

令和3年4月20日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、司法書士である審査請求人が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第4項及び第3項第2号に基づいて、令和2年10月23日付けで本籍・西区〇〇●丁目●番地●、筆頭者・〇〇〇〇（以下「交付対象者」という。）の戸籍の附票の全員の写しの交付を請求（以下「本件請求」という。）したところ、同年11月5日、西区長（以下「処分庁」という。）が、行政証明不交付決定処分（以下「本件処分」という。）をしたため、審査請求人が、本件処分は違法であるとして、本件処分を取り消し、当該戸籍の附票の全員の写しの交付を求めて審査請求を行ったものである。

なお、審査請求書の「審査請求に係る処分の内容」には「横浜市西区長がした令和2年10月23日付けの処分」と記載されているが、処分庁が審査請求書に添付された「日本司法書士会連合会1号様式 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（以下「本件職務上請求書」という。）の請求に係る処分を行ったのは同年11月5日であり、弁明書にて同日付けにて処分を特定し、反論書も同日付け処分について記載されていることから、審査請求書に記載された「横浜市西区長がした令和2年10月23日付けの処分」との記載は、「横浜市西区長がした令和2年11月5日付けの処分」と補正されたものとして扱う。

## 3 審査請求人の主張の要旨

### (1) 法定の利用目的が記載されていること

本件職務上請求書には、法定の記載事項を全て記載した。利用の目的については、依頼者に係る理由を書けばよく、交付を求める戸籍の附票に記録された者全員に係る理由は不要である。

したがって、本件職務上請求書には、審査請求人が交付を求める戸籍の附票に記録された者全員について、法定の利用の目的が記載されている。

### (2) その他の主張

処分庁が「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳

事務の取扱いに係る留意事項について」(平成17年2月24日総行市第192号総務省自治行政局市町村課長通知。以下「留意事項」という。)に基づいて本件処分を行っているとするれば、処分そのものが無効であり、違法な運用を行っている。

処分庁には、謄本の請求に対し抄本を交付する権限はない。

職務上請求は目的が不当と認定されない限り、相当かどうかの判断が介入する余地はなく、本件請求に相当性がないとするのは違法な要件を押し付けるものであり、本件処分は違法である。

審査請求人に対し、本件請求に係る戸籍の附票の全員の写しが必要である理由の説明を求めることは、裁量権の濫用であり、違法である。

#### 4 処分庁の主張の要旨

法第20条第4項の申出においては、依頼者が同条第3項各号に掲げる者に該当することを理由として戸籍の附票の全員の写しの交付の申出があり当該申出を相当と認めるときは、当該写しを交付できると定めている。

本件請求における利用の目的は、被相続人●●●●(以下「被相続人」という。)の所有権移転登記手続及び遺言検認申立書類作成業務であるが、交付対象者以外の戸籍の附票に記録されている者全員の写しを必要とする理由は本件職務上請求書上明らかでなく、審査請求人に照会をしても回答が得られなかった。

したがって、本件職務上請求書上、審査請求人が交付を求める戸籍の附票に記録された者全員について、法定の利用の目的は記載されていない。

#### 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

#### 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

##### (1) 法令等の規定

ア 法第 20 条第 4 項は、「市町村長は、…当該市町村が備える戸籍の附票について、第 12 条の 3 第 3 項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。」と規定する。

イ 法第 12 条の 3 第 3 項は、「…「特定事務受任者」とは、…司法書士（司法書士法人を含む。）、…をいう。」と規定する。

ウ 法第 20 条第 3 項は、「市町村長は、前 2 項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。」とし、同項第 1 号は、「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者」、同項第 2 号は「国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者」と規定する。

エ 法第 20 条第 5 項は、同条第 4 項の申出について、同法第 12 条の 3 第 4 項から第 6 項まで及び第 9 項を準用する。

オ 法第 12 条の 3 第 4 項は、「…申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。」とし、「一 申出者…の氏名及び住所…」、「二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所」、「三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所」、「四 第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的」、「五 第 2 項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称…」、「六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項」と規定する。

(2) 争いがないか証拠により認められる事実

ア 審査請求人は、司法書士である。

イ 審査請求人は、処分庁に対し、令和 2 年 10 月 23 日付けで、交付対象者を筆頭者とする戸籍の附票の全員の写しの交付を請求する内容の本件職

務上請求書を提出した。

ウ 本件職務上請求書には、次の記載がある。

- (ア) 「請求の種別」として、「戸籍の附票」にチェックがあり、この「戸籍の附票」と「の写し」との印字の間に、「全員」との手書きの記載がある。
- (イ) 請求する通数については、「1通」との記載がある。
- (ウ) 「本籍・住所」として、「横浜市西区〇〇●丁目●番地●」との記載がある。
- (エ) 「筆頭者の氏名・世帯主の氏名」として、「〇〇〇〇」との記載がある。
- (オ) 「請求に係る者の氏名」として、「現在附票(謄本)」との記載があり、生年月日として「昭」に丸印が付けられ、「〇年〇月〇日」との記載がある。
- (カ) 「住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項」については記載がない。
- (キ) 「利用目的の種別」として、「2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合」の「業務の種類」欄に「○(審理員注:〇〇の誤りと思われる。)のおじ●●●●の所有権移転登記、遺言検認申立書類作成」と記載され、「依頼者の氏名又は名称」欄に「□□□□」に記載されている。「依頼者について該当する事由」欄では「国等に提出」にチェックがあり、「神戸家裁 明石法務局への提出書類作成」と記載及びゴム印の押印がある。

エ 審査請求人は、司法書士として、依頼者□□□□(以下「依頼者」という。)から被相続人名義不動産の所有権移転登記手続及び被相続人の遺言書の検認申立書類作成業務を受任した。

オ 処分庁は、令和2年11月5日付けで本件処分をした。

カ 本件処分の通知書には、「交付できない理由」として、「上記申出は住民基本台帳法第20条第3項に基づく、明らかにされた「戸籍の表示」の戸籍の附票の全員の写しの申出であるが、明らかにされた「利用の目的」に記載されている事項から戸籍の附票の全員の写しが必要な理由が把握できないことから、問い合わせたところ回答が得られず、利用の目的が具体

的に明らかにされたといえないため、本件申出は相当と認められない。」との記載がある。

(3) 争点に対する判断等

ア 本件において、審査請求人は、法第 20 条第 3 項第 2 号及び第 4 項に基づいて戸籍の附票の全員の写しを請求しているから、本件職務上請求書には、上記(1)オのとおり、法第 20 条第 5 項で準用される法第 12 条の 3 第 4 項各号に定める事項が記載されていなければならない。同項第 4 号には「利用の目的」が挙げられている。

イ 本件職務上請求書によれば、審査請求人は、依頼者から被相続人名義不動産の所有権移転登記手続事務及び被相続人の遺言書の検認申立書類作成事務を受任したことが明らかである。依頼者は、遺言書の検認を受けた上で遺言の執行により相続人としての権利を実現し、相続又は受遺する不動産について相続登記を経る義務及び権利があるから法第 20 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に当たる者といえ、家庭裁判所に検認を申し立て、法務局等において不動産の相続登記を申請するには相続人の戸籍の附票の写し等を添付する必要があることから、法第 20 条第 3 項第 2 号に当たる者といえる。そして、審査請求人が受任した上記 2 つの事務においては、相続人の範囲を確定し相続人の住所を知る必要はあるが、相続人でない者の住所を知る必要はない。

ウ 法第 20 条第 5 項で準用される法第 12 条の 3 第 4 項第 4 号が規定する「利用の目的」は、審査請求人が主張するとおり、依頼者が戸籍の附票の写しを必要とする理由である。本件職務上請求書には、審査請求人が交付を求める戸籍の附票に記録された者全員について、利用の目的が記載されていないし、他の記載から利用の目的があることを読み取ることもできない。審査請求人の依頼者は、被相続人の相続人である交付対象者の戸籍の附票の写しは必要であるが、同人の生存が確認できれば同人の戸籍の附票に記録された同人以外の者の戸籍の附票の写しの交付を得る必要はない。したがって、審査請求人が上記 2 つの事務以外に交付対象者の戸籍の附票の全員の写しの交付を申し出る理由を明らかにしない場合は、当該申出を相当と認めることができない。

エ よって、本件処分は適法かつ相当である。

- オ なお、審査請求人のその他の主張に対し、次のとおり判断する。
- カ 反論書第一では、処分庁が交付対象者以外の者に係る利用の目的を要求したと主張している。しかし、処分庁は審査請求人が申出に係る戸籍の附票の写しを必要とするかどうかの確認のため、受任事務において依頼者が交付対象者以外の者の戸籍の附票の全員の写しを必要とする理由を明らかにするよう求めたものであって、交付対象者以外の者に係る利用の目的は要求していない。
- キ 反論書第二では、留意事項は技術的助言であって強制力はないと記載されているが、そのとおりである。処分庁は、法に基づいて利用の目的を明らかにするよう求めたものに過ぎない。
- ク 反論書第三では、戸籍の附票に記録のある者全員について理由が必要か、との主張が記載されているが、この点については上記カに記載したとおりである。また同第三には、職権で抄本に替えることはできないとあるが、そのとおりである。もっとも、申出者の意思を確認し、申請者が申出は抄本の請求の趣旨であり抄本の交付を求めると述べた場合には、抄本の請求に切り替えられたものであるから、抄本を交付することができ、請求を切り替えるかどうかの確認のために利用の目的を確認することは何ら違法ではない。なお、処分庁は、謄本請求を強制的に抄本に替えて交付したことはない。
- ケ 反論書第四では、法第 20 条第 4 項の「相当と認めるとき」の要件について、処分庁の裁量の範囲は狭く、「職務上請求は目的が不当と認定されない限り、相当かどうかの判断が介入する余地はない」との主張がなされている。本件処分のお知らせには、「利用の目的が具体的に明らかにされたといえないため、本件申出は相当と認められない。」との記載があり、弁明書には「法第 20 条第 3 項（審理員注：第 4 項の誤りと思われる。）に基づく相当な申出と認められない。」との記載がある。上記(1)アのとおり、法第 20 条第 4 項は「戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。」と定める。本件審査請求に係る交付の申出においては、審査請求人から戸籍の附票の全員の写しが必要である旨の申出があったものの、依頼者が交付対象者以外の者について法第

20 条第 3 項各号に掲げる者に該当する理由が明らかにされなかったことから、申出が相当と認められなかったものである。したがって、利用の目的が確認できない限りは相当性も認めることができず、処分庁の判断に誤りはない。

コ 反論書第五では、審査請求人は福岡高裁平成 21 年 6 月 30 日判決（判タ 1331 号・118 頁）を引用しつつ、「市町村長は、審査にあたり、請求事由が真実であるかどうかは、原則として請求書の記載によって確認すれば足り（形式的審査）」、関係文書の提出を求めることは、「任意に応じる限り、許される」が、「任意に応じない以上、・・・提出を求めることは」、「行き過ぎた措置といわざるを得ず、…裁量権を乱用（原文ママ）したもとのとして違法である」と主張している。同高裁判決の事案では、裁判所の判断として、請求書の使用目的欄の記載から、「控訴人が B（審理員注：住民票の写しの対象者）の相続人を相手に訴訟を起こす上で、相続人を特定するために B の住民票の写し（記載事項の全部）を交付請求するものであることが、利用目的を具体的に明らかにしてされていたものと認めることができ」と判示しているものであるから、B の相続人を特定するという利用の目的が請求書上明らかだったと言える事案である。本件請求においては、審査請求人の依頼者が相続人の戸籍の附票の全員の写しを必要とする理由が本件職務上請求書上明らかではないので、理由を明らかにするよう求めることが濫用に当たるような事情はないし、同高裁判決を引用できる前提もない。

(4) 結語

以上から、本件処分は適法かつ妥当なものである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年12月9日	・審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年1月4日	・弁明書受理
令和3年1月6日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年1月29日	・反論書受理
令和3年2月8日	・反論書の送付及び書類提出依頼
令和3年2月18日	・書類受理
令和3年3月1日	・審理手続の終結
令和3年3月5日	・審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年3月23日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和3年4月20日	・調査審議